

「道路交通法施行令の一部を改正する政令案」に対する意見の募集について

警察庁では、道路交通法の一部を改正する法律（令和6年法律第34号）の一部の施行に伴い、

○ 自転車運転者講習の受講命令に係る危険行為（自転車危険行為）に関する規定の整備

を内容とする「道路交通法施行令の一部を改正する政令案」について検討しています。

その内容は別紙のとおりですので、これについて御意見のある方は、氏名（法人又は団体の場合は、その名称及び代表者の氏名）及び連絡先（住所、電話番号又は電子メールアドレス）を記載の上、日本語にて意見を提出してください（ただし、氏名及び連絡先の記載は任意です。）。

意見提出先及び意見提出期間は、次のとおりです。

意見提出先	インターネット	・電子政府の総合窓口 e-Gov パブリックコメント意見提出フォーム ・電子メール (koutsukikakuka2@npa.go.jp) ※ 電子メールで提出される際は、件名に「パブリックコメント」と必ず御記入ください。 ※ 電子メールで提出された場合、情報セキュリティの観点から所要の対策が講じられているため、当該電子メールが到達しないおそれがありますので、極力e-Govのパブリックコメント意見提出フォームからの提出をお願いいたします。
	郵送	〒100-8974 東京都千代田区霞が関2-1-2 警察庁交通局交通企画課法令係 パブリックコメント担当
意見提出期間	令和6年6月28日（金）から 令和6年7月27日（土）までの間（必着）	

なお、御意見の提出に当たっては、次の事項をあらかじめ御承知ください。

- 1 電話による御意見は受け付けておりません。
- 2 頂いた御意見に対しての個別の回答はいたしません。
- 3 意見提出者の氏名及び連絡先は、御意見の内容に不明な点があった場合の連絡以外の用途では使用しません。
- 4 頂いた御意見の内容は、住所、電話番号及び電子メールアドレスを除き、必要に応じ公表する可能性があります。

〈 凡 例 〉

改 正 令	法	:	道路交通法（昭和35年法律第105号）をいう。
	法	:	道路交通法の一部を改正する法律（令和6年法律第34号）をいう。
	令	:	道路交通法施行令（昭和35年政令第270号）をいう。

〈 参 考 〉

別紙のほかに、「道路交通法施行令の一部を改正する政令案」について、案文及び新旧対照表を公表しております。

1 命令等の題名

道路交通法施行令の一部を改正する政令

2 根拠となる法令の条項

法第108条の3の5第2項

3 命令等の内容

法第108条の3の5第2項の自転車の運転に関し法若しくは法に基づく命令の規定又は法の規定に基づく処分に違反する行為であって道路における交通の危険を生じさせるおそれのあるものとして政令で定めるもの（自転車危険行為）に、自転車の酒気帯び運転及び自転車の運転中における携帯電話使用等を加えることとする（令第41条の3第2項関係）。

4 施行期日

改正法附則第1項第2号に掲げる規定の施行の日（令和6年11月1日を予定）とする。